

奨学金給付規程

平成27年1月15日制定

平成27年8月28日改定
(平成27年7月1日施行)

公益財団法人

神戸やまぶき財団

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人神戸やまぶき財団（以下、当財団という。）が定款第3条および第4条の規定に基づく、障害者、要保護児童および難病患者の学生等を対象とする奨学金の給付業務を行うに当たり、適正かつ確実な実施を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

(1) 支援の対象者（学生等）

①障害者

「障害者基本法に定義された障害者」で身体障害者、精神障害者、知的障害者をいうものとする。

身体障害者は1級～4級、精神障害者は1級～3級、知的障害者はA～B2をそれぞれ対象とする。

②要保護児童

「児童福祉法第6条の3第8項」の該当者（満18歳未満の者）をいうものとする。

なお、児童養護施設等に居住する者で、大学等または職業能力開発校等への進学を希望する者（満20歳未満）を対象者に含める。

③難病患者

国や医療機関によって難病と指定された難病患者（「特定疾患医療受給者証」の写しまたは医療機関の発行する証明書が提示できる者）

(2) 奨学金と奨学生

①奨学金

本規程第4条にて規定する給付型の学資奨学金、生活援助金および入学一時金（入学金・入学支援金）等をいう。

②奨学生

大学等または職業能力開発校等に在籍し、本規程により奨学金の支給を現に受けている者、また、受けた者をいう。

③高校時予約奨学生

高校3年時に大学等または職業能力開発校等への進学を希望し、入学・入校ののち奨学金の支給を希望する者で、当財団により予約採用者として内定を受けた者をいう。

④大学等在籍者奨学生

大学等の在籍を条件に当財団から奨学金の支給を受ける者（当該奨学生として内定を受けた者を含む）をいう。

(3) 前(1)、(2)号の大学等とは国内の大学・短期大学・高等専門学校の4～5年生と専攻科・専修学校の専門課程をいい、通信教育課程はこの奨学金の対象に含まない。また、職業能力開発校等とは職業能力開発促進法に基づいた公共職業能力開発施設としての学校等をいう。

(奨学生の申請資格)

第3条 高校時予約奨学生の申請資格は、次の各号のすべてに該当する者とする。

(1) 第2条第1号に定める当財団の「支援の対象者」に該当する者。

(2) 兵庫県内に実家があり、現在、同県内の高等学校または特別支援学校高等部などの高等課程の3年に在学または既に卒業・修了し、国内の大学等または職業能力開発校等へ進学を希望する者で、学業、共に優秀であるにも関わらず、障害等の影響や経済的な理由により修学が困難であると認められる者。

(3) 在学校の学校長および入所する施設の施設長の推薦を受けた者。

2 大学等在籍者奨学生の申請資格は、次の各号に該当することとする。

(1) 第2条第1号に定める当財団の「支援の対象者」に該当する者。

但し、同②の「要保護児童」には、児童養護施設等を退所した満20歳未満の者を含むこととする。

(2) 兵庫県に実家があり、同県内の高等学校または特別支援学校高等部などの高校課程を卒業・終了後、進学し、現在国内の「大学等」に在籍している学生等で、学業、人物共に優秀で、障害等の影響や経済的な理由により修学が困難であると認められる者。
なお、「大学等」の在籍学生等に関する申請資格は、施行内規（奨学金給付規程運用マニュアル、以下同）に定める。

(3) 在学の学部長またはそれに代わる者等の推薦を受けた者。

(奨学金の種類と区分・金額および支給期間)

第4条 奨学生に支給する奨学金は、次の各号に定めるところによる。

(1) 学資奨学金

奨学生に、学資奨学金として、授業料および学業に係る指定納付金の実額を支給する。

(2) 生活援助金

奨学生に、住居費、交通費、衣食費等の援助を目的として、生活援助金を支給する。

(3) 入学一時金

奨学生に、入学金・入学支援金として、入学一時金を支給する。

(4) その他

奨学生に、就労等の促進を目的として、大学等または職業能力開発校等の卒業・修了時に卒業・就職一時金等を支給することができる。

2 前項各号の奨学金の支給対象となる奨学生の種類と区分、奨学金の金額および支給時期は、施行内規に定め

3 高校時予約奨学生への奨学金の支給期間は、大学等に進学・入学した時から、その者の正規の履修課程の終期までとする。

4 大学在籍者奨学生への奨学金の支給期間は、申請時の学年から次学年に進級した時から、その者の正規の履修課程の終期までとする。

5 当財団の支給する奨学金は、第12条に該当する場合を除き、原則として返済の義務を負わない。

第2章 奨学生の申請手続きと採用

(奨学生の採用人数)

第5条 奨学生の採用人数は、年度毎の人数および奨学生の種類・区分別に施行内規に定める。

(申請手続き)

第6条 高校時予約奨学生を希望する生徒等は、次の各号に掲げる書類を添えて申請するものとする。

(1) 奨学金給付申請書(様式1)

指定様式に記入する(代筆可)。

(2) 奨学生推薦書

学校長および施設長または里親が推薦内容を前号の申請書の推薦欄に記入するものとする。

(3) 奨学金給付申請書(様式2)

奨学生の身上書として指定様式に記入する(代筆可)。

(4) 高等学校または特別支援学校高等部など高等課程の在学証明書または卒業・修了証明書および成績証明書

(5) 住民票等住所が確認できる書類の写し

(6) 障害者手帳の写し(要保護児童、難病患者は該当しない)

(7) 保護者の経済状況を証明する書類(所得証明書など)

2 生徒の在籍する学校長および施設長または里親は、申請者が当財団の掲げる申請資格に該当することを確認し、優秀と認められる者について、高校時予約奨学生の候補として推薦するものとする。

3 高等学校または特別支援学校高等部など高等課程を卒業・修了後、相当期間(満20歳未満)をおいてから大学等または職業能力開発校等に進学を希望する者も、高校時予約奨学生と同等に申請することができるものとする。

4 大学等在籍者奨学生を希望する学生等は、奨学金給付申請書(様式1、2)に必要な書類を添えて、在籍する大学等の学部長またはこれに代わる者の推薦を受けたうえで、申請するものとする。

なお、申請に必要な書類は、前第1項の書類に準じる。そのうち(4)は「高校課程の卒業・修了証明書、大学等の在学証明書および成績証明書」と読み替える。

(高校時予約奨学生の採用決定)

第7条 高校時予約奨学生の採用は、申請者が提出した奨学金給付申請書(様式1、2)および添付書類に基づき、書類選考(第1次選考)する。

- 2 書類選考通過者に対して、第2次選考として選考委員会の委員1名以上が面接を行う。その結果をもとに、選考委員会を開催し、奨学生の区分別(格付け)採用者を決定(内定)する。

なお、奨学生の区分(格付け)と支給する奨学金については、施行内規に定める。

- 3 書類選考および採否の結果は、在籍する学校長または施設長を経て申請者本人に通知する。
- 4 高校時予約奨学生が志望する大学等または職業能力開発校等に合格した時は、速やかに合格通知書と入学金納入通知書の写しを当財団に提出するものとする。
- 5 高校時予約奨学生は志望する大学等または職業能力開発校等に入学後、速やかに在学証明書他当財団が必要と認める書類を提出した後、奨学生本採用を決定する。
- 6 前項の手続きを経た高校時予約奨学生には、奨学生としての本採用決定を本人に通知するとともに、高等学校等の推薦人に併せて通知する。

(大学等在籍者奨学生の採用決定)

第8条 大学等在籍者奨学生の採用は、申請者が提出した奨学金給付申請書(様式1、2)および添付書類に基づき、書類選考(第1次選考)する。

- 2 書類選考通過者に対して、第2次選考として選考委員会の委員または財団事務局が面接を行う。その結果をもとに、選考委員会を開催し、奨学生の区分別(格付け)採用者を決定(内定)する。

なお、奨学生の区分(格付け)と支給する奨学金については、施行内規に定める。

- 3 書類選考および採否の結果は、申請者本人に通知する。
- 4 大学等在籍者奨学生が申請時の学年から次学年に進級した時は、速やかに進級内容を示す書面等の写しを当財団に提出するものとする。
- 5 大学等在籍者奨学生は申請時の学年から次学年に進級後、速やかに在学証明書他当財団が必要と認める書類を提出した後、奨学生本採用を決定する。
- 6 前項の手続きを経た大学等在籍者奨学生には、奨学生としての本採用決定を本人に通知するとともに、大学等の推薦人に併せて通知する。

(誓約書の提出)

第9条 奨学生として採用された者は、採用の通知を受けた日から14日以内に誓約書を当財団宛に提出するものとする。

- 2 誓約書は、当財団所定の様式に奨学生本人および身元保証人の氏名を記入するものとする。

第3章 奨学金の受領、休止・取消、返還

(奨学金受領書の提出)

第10条 奨学生は奨学金を受領した時は、その都度直ちに奨学金受領書を当財団宛に提出するものとする。

(奨学金の支給休止または取消)

第11条 奨学生が、次の各号の一に該当すると認められる場合は、在籍する大学等または職業能力開発校等の長の意見を聴取して、奨学金の支給を休止することがある。

- (1) 長期にわたって大学等または職業能力開発校等を欠席または休学したとき
- (2) 学業成績が不良となったと認められるとき
- (3) 学業に対する取り組み意欲に欠けると認められるとき
- (4) その他奨学生として不相当であると当財団が認めたとき
- 2 前項の規定により奨学金支給の休止を受けた奨学生において、その事由がなくなったと判断した時は、奨学金の支給を再開するものとする。
- 3 奨学生が、次の各号の一に該当する時は、当財団の判断により、奨学金の支給を取消することができる。
 - (1) 第3条に規定する申請資格の要件を欠くに至ったとき
 - (2) 正当な理由なく、大学等または職業能力開発校等を休学したとき
 - (3) 傷病のため学業遂行の見込みが無くなったと認められるとき
 - (4) 学業成績または品行が著しく不良となったと認められるとき
 - (5) 在籍する大学等または職業能力開発校等で処分を受けたとき
 - (6) 休学の事由が不相当になったとき
 - (7) 退学したとき
 - (8) 死亡したとき
 - (9) 前各号に掲げるものの他、奨学生として不相当になったと認められる事由が生じたとき

(奨学金の受給の辞退)

第12条 奨学生は、事情により奨学金の受給の辞退を申し出ようとする場合、奨学金受給辞退願いを当財団宛に提出するものとする。

(奨学金の返還)

第13条 奨学生が当財団に提出した誓約書に著しく違背する行為を行ったときは、当財団は支給した奨学金の返還を請求することができる。返還が滞った場合には、当財団は身元保証人に請求できるものとする。

第4章 奨学生の義務

(学業成績表および生活状況の報告)

第14条 奨学生は、毎年度末、学業成績表および生活状況報告書を当財団宛に提出するものとする。

(異動届出の提出義務)

第15条 奨学生が、次の各号の一に該当する時は、速やかに当財団に届け出る義務を有するものとする。

- (1) 休学、復学、転学、留学、留年または退学したとき
- (2) 停学、その他の処分を受けたとき
- (3) 身元保証人を変更したとき
- (4) 本人の氏名、住所その他の重要な事項に変更があったとき

第5章 選考委員会

(選考委員会)

第16条 奨学生を選考するのは選考委員会がこれにあたる。
選考委員の選出等に関しては、別に定める「選考委員会規程」による。

(規程の変更)

第17条 この規程を変更するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成27年7月1日から施行する。